

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

新たな財団の役割を求めて 茶野 順子	1
助成財団の公益性と公正性(その2) 雨宮 孝子	2
組織評価と助成財団への期待 平尾 剛之	6
第1回 奨学財団交流会の開催について 深見 和孝	9
第2回 深掘りセミナー 秋山記念生命科学振興財団	10
助成財団ニュース/新会員紹介/ 第7回 東アジア市民社会フォーラム開催	11
助成財団フォーラム(旧助成財団の集い) 開催のお知らせ/会員募集/編集後記	12

「彼はアジアにおける近代的なフィランソロピーの父であり、また、同じ分野で働く多くの人々にとってのロールモデルでした。彼は虚心坦懐に人々の話に耳を傾け、彼らの視点に立って物事を理解することができました。私たちは、彼のそういった振る舞いから、多くのことを学び、導かれたのです。」

2016年9月8日、ニューヨークにあるフォード財団において、7月29日に84歳の生涯を閉じたピーター・ガイトナー氏を偲ぶ会が開催された。ピーターは、フォード財団のアジア事業部門で28年間活躍し、デリー事務所の副所長、北京事務所初代所長、アジアプログラムディレクター等を歴任した。私は、幸運にもピーターのフォード時代の最後の部下の一人であった。

冒頭の言葉は、偲ぶ会に出席が適わなかった私に、会の様子を知らせがてら語ってくれた知人のピーター像である。ほかにも何人かの元同僚や仕事上の知人から連絡を受けたが、フォード財団でピーターの下で働いた同僚にとどまらず、グランティーの立場で知り合った人々からも、彼の仕事ぶり、ひいてはプログラムオフィサーの本懐とでもいべき本質的な指摘があったことに、ピーターの偉大さを改めて感じ入ることになった。

日本においても米国においても、財団は資金を提供する組織として認識されることが多い。そのため、助成金を受け取ることができるか否かという点でのみ財団の存在をとらえる人が多くなるのは自然の成り行きであろう。他方で財団に働くプログラムスタッフにとって、ピーターのように、まずは人々の話に耳を傾けることは、最も重要な仕事の一つである。

たとえば、筆者の勤務する笹川平和財団では平和構築、日米交流等のプログラムから、一番新しく設けられた海洋資源に関わるプログラムまで、多岐に亘る事業を展開しているが、それぞれにおいて、問題意識、おおまかな到達目標、どのような手段を

用いるか、等々をあらかじめプログラムステートメントとして明らかにするよう努力している。

申請者は、それらのステートメントを参考に、財団にアプローチすることになる。財団側は、申請者の問題意識や計画の概容等を聞き、財団の方針と合致しうるかを判断することになるが、多くの場合、面談やメールのやり取り等を何度と繰り返すことになる。その際、自らの先入観に囚われることなく、相手の状況を理解しつつ話を聞くことが極めて重要となる。これまで気付かなかった問題点を発見したり、現場の状況をより深く認識したりできるからであり、それらを取り入れることで既存のプログラムをより良くすることが可能となるからである。また、申請者も、財団とのやり取りが自分たちの事業を客観的に見直すきっかけとなったり、同様の問題意識を有する人々等と知り合い新たなネットワーク作りに役立つなど、資金以外の面でも財団が役にたつことは多いのである。資金提供は、そういった相互の学びあいの末に至った合意であり、同時に、実際に事業を実施する段階での新たな発見と学びのスタートラインに双方が立った瞬間ともいえる。

近年は、日本に限らず多くの国々で低金利が続き、運用益が低減する中で事業費の確保に苦心する財団は少なくない。また、インパクト投資など、財団よりはるかに大規模な資金を社会的事業に提供する仕組みも数々生み出されている。財団セクターとしても、思い切った発想の転換を含む一層の努力が求められている。しかし、財団職員が、同じ問題意識を共有する人々への尊敬と信頼をよりどころに、人々の話に耳を傾け、より良い社会の創造に共に歩もうとする姿勢は、恐らく財団ならではの強みであろう。フィランソロピーの先達であるピーターを偲びつつ、21世紀の財団のあり方について真剣に考えていきたいと考えている。

新たな財団の役割を求めて

追悼 ピーター・ガイトナー

笹川平和財団 常務理事 茶野 順子



助成財団の公益性と公正性（その2）



前内閣府公益認定等委員会委員長代理
雨宮 孝子

I. 収支相償をめぐる問題点

(1) はじめに

一般法人から公益認定を受ける場合、更には公益認定を受けた公益法人の事業推進及び毎年の事業報告に多くの法人の頭を悩ませているのが財務三基準である。第一に収支相償（後述）、第二に遊休財産規制（特に目的を定めずに保有している財産で、いわば自由に使える財産は、公益目的事業費の1年分相当額を上限に保有してよいとされるものである。わかりやすく言えば公益目的事業費の1年分相当額の内部留保が認められているということである）。第三に公益目的事業比率が50%を超えなければならないことである。これら三基準は公益性を図る基準の一部になっており、第三の公益目的事業の比率については、拙稿「助成財団の公益性と公正性（その1）」^(注1)ですべてに述べた。公益性を判断する基準（認定法5条）は既述（助成財団の公益性と公正性（その1））の通り18項目あるが、なかなか理解されにくい項目の一つに認定法第5条第6号「収支相償」がある。条文では「その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること」、また認定法14条では「公益法人は、その公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」と規定する。この条文を読んで、「公益法人は儲けてはいけない」とか、「単年度で黒字を出してはいけない」と誤解する人がいる。収支はトントンか、赤字でなければならないとしたら、当該公益法人の事業はそのうちやっていけなくなるのは当然である。そこでこの原則を適用するにあたって、将来剰余金を使用するため特定費用準備資金に積み立てるとか、公益目的事業に使用する建物の修繕に必要な費用を積み立てるとか、当期確実に必要な公益目的保有財産の取得（例えば医療

機器の購入など）に剰余金を使用することの合理的理由があればこの基準は満たしているとする。これらを認める具体的なルールは、明確な基準がなく、ガイドラインやFAQなどに事例がのっているだけで内閣府公益認定等委員会や地方の合議制機関に裁量の幅を設けることにならないかという問題が生じる。また多くの助成財団の悩みは当期末に多くの寄付金をいただいた時の会計処理と収支相償との解決方法である。本稿では、財務三基準のうち、収支相償原則に焦点を当て、遊休財産規制にも言及する。

(2) 河野前大臣のブログ

平成28年7月21日の前特命担当大臣（規制改革）の河野太郎氏の公式サイトでは収支相償について以下のように述べている^(注2)。

「収支相償とは、公益目的事業を行うために必要な費用を大幅に超える収入を、長時間得続けてはいけないということです。それだけの収入があるならば、その公益法人は、公益事業を拡大し、受益者の範囲を広げるべきだと考えられています。もちろん公益法人は、組織が継続する（ゴーイングコンサーン）ことを前提としていますので、収入が増減しても資金繰りが維持できるように考えなければなりません。そのためにはある程度の内部留保が必要です。公益法人が、一年分の費用と同程度までの内部留保を持つことは認められています。その上で公益目的事業の収支において、収入が費用を上回る時、公益事業を拡大するか、黒字分を将来の公益事業のために積み立てるか、いずれかが求められます。たとえば奨学金の対象者を増やす、研究助成金を増額するといったことは前者にあたり、老朽化した事務所の建物を建て替えるための資金を積み立てるなどは後者にあたります。公益法人は収支相償というルールがあるので、単年度で収



支を均衡させなければならないという誤解が一部で広まり、剰余金で必要ない機材を買ったりして無駄に使ってしまった公益法人もあると聞いています。あるいは黒字で積み立てた分は二年で使わなければならないという都市伝説も流布されてきました。また、行政庁（内閣府と都道府県）の中には、そのような指導をしてきたものがあったようです。公益法人が、その公益目的をきちんと果たしていくためには、多少の収支の変動で存続が危うくなったりしないことが大切です。そのためには「収支相償」というルールがおかしなように解釈されることがないようにすることが大切です。また、行政庁ごとにルールの解釈が違ったり、人が変わるとルールの解釈が変わるなどということがあってはなりません。また、行政庁が、公益法人の実際の活動を理解せず、独りよがりの指導をすることなどもってのほかです。もし、内閣府や都道府県でそのようなおかしな指導が行われていたら、ぜひ、ご一報ください。」

前大臣のブログでは収支相償の問題点が実によくとらえられている。基本的には、収支相償の趣旨が多くの公益法人に理解されていないところから、このような問題が出てくる。

(3) 収支相償の趣旨

『収支相償』とは何を目的として規定されたのであろうか。そもそも収支相償は公益性の基準になりうるのかどうか。

公益認定を受けた公益法人は、積極的に公益目的事業に財源を使用すべきであり、不特定多数の者が最大限利益を享受できるように無償または低廉な費用を設定し、できるだけ受益の範囲を拡大するようにすべきという趣旨である。改正前民法34条の下での『指導監督基準』では、「対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により、収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。」とされており、『運用指針』では、「～受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。～」とされている^(注3)。この内容から利益を全く出してはならないとまでは言うておらず、収支の均衡を図ることに重点が置かれている。認定法の規定よりはやや緩やかに見える。新法では、収益を伴うも

のであっても公益目的事業については税法上課税されないととなっているので、厳格に解されるのであろう。つまり同じ事業を営利法人が行う場合は課税されるが、公益目的事業と認定された場合、収支を均衡させているので課税しない。誰から見ても儲けるつもりで事業を行っていない。もし収入の方が増加した場合、その収入を、次年度や将来の公益事業に使用するという担保があれば収支相償の規定に反することはない。結局公益法人の収入を最大限に不特定多数の者に還元する。その意味で公益性を図る基準としたのであろう。とすれば、私見ではあるが収支相償を問うのではなく、いかに多くの資金を公益事業に払い出しているかの基準を考えるべきではないだろうか。

(4) 収支相償の判断

ガイドラインでは、収支相償は二段階で判断する^(注4)。

なぜ収支相償を二段階で判断するのか。認定法5条6号では、公益目的事業に、係る収入は費用を超えないと規定されているので、まず事業単位でみる必要がある。そこで第一段階では、事業ごとに収支相償を満たしているか判断する。しかしながらそれ以外にも公益のために受ける財産がいろいろとあり、それらが計画的に、適切に使用されているかを見るために、公益全体の収支で見ることにも必要である。そこで第二段階では公益目的事業全体で判断することになる。具体的には以下のとおりである。

1) 第一段階では公益性が認められる公益目的事業を、事業の目的や実施の態様等から関連する事業をまとめ、これに直接関連する収入（経常収入）と費用（経常費用）とを比較する。関連する事業をまとめるとは、例えば研究助成事業と研究成果の報告会やシンポジウムを一くくりにすることは可能である。公益法人で、公益目的事業が複数あり、A事業とC事業の収支相償はクリアーするのだがB事業はどうしても黒字が出てしまう場合、悩むことが多いようである。例えばA事業とB事業が相互に関連する事業であれば一くくりにすることは可能であり、収支相償をクリアーできるのではないかと思う。ただし、定款の目的及び事業を幅広く記載し、一つの事業にすべて押し込んでくる公益法人もある。どこのコンサルタントが指導しているのかわからないが、定款の公益目的と目的事業をどの目的にもかかわるように規定する法人は、変更認定の場合でも、定款の変更をしなくてもよいことがあるし、事業を大きくくくることによって収支相償を

クリアしやすくなるかもしれない。法律には違反しないかもしれないが、こうすることによって法の抜け道になる可能性があり、公正性の問題は残る。

2) 第二段階においては、第一段階の収支相償を満たす事業に係る経常収益及び経常費用に加え、特定の事業と関連づけられない公益に係るその他の経常収益及び経常費用を合計し、特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行った上で収支を比較する。

この段階において、法人が収益事業等を行っている場合には、収益事業等の利益から公益目的事業財産に繰入れた額も収入に含めるが、当該繰入れが法令上の義務である認定法18条4号に基づく利益額の50%の繰入れか、認定規則26条7号、8号に基づく利益額の50%超の繰入れかに応じて以下の2つの計算方法がある。

①収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合^(注5)

第一段階の収支相償を満たした各公益目的事業に直接関連する費用と収益に加え、公益目的事業の会計に属するその他の収益で各事業に直接関連付けられない収益、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益の50%を加算して収支を比較する。剰余が生じる場合には、公益目的事業のための資産の取得や翌年度の事業に充てるなど、公益のために使用することになる。

②収益事業等からの利益の50%を超えて繰入れる場合

収益事業等から生じた利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合とは、公益目的事業のために法人において特に繰入れの必要があると決定された場合である。具体例をあげれば公益目的保有財産の減価償却費について、公益目的保有財産である什器備品等の購入額を費用に計上するが、減価償却額を第一段階の費用として計上されており、重複することになるから、それを控除するための調整等を行う。

(5) 法人会計の黒字

公益目的事業だけを行う公益法人は、公益目的事業の対価収入のうち適正な範囲内の管理費相当額は、公益目的事業財産に含まれないと整理し、法人会計に直接収益計上することができる^(注6)。ここでも何が適切な範囲内かどうか判断できるよう説明が必要である。状況によっては法人会計が黒字になることがある。これを際限なく認めると収支相償基準で黒字が出た場合、法人会計に配

賦すればよいということになり適正な方法とは言えない。FAQでは「適切な範囲内であると言いうる場合に限り、直ちに問題となるわけではない。」^(注7)としているが、審査の段階で裁量に幅が出てくるのではないか気にはなる。

(6) 費用の適正性

認定法5条6号も同法14条も「～公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない」、「～公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」となっている。ここでいう費用の適正性とはどういうことをいうのか。

具体的には、講座、セミナーの講師への謝金、奨学金、研究助成、事業助成の審査委員への謝金、礼金等、その他の人件費等について不相当に高い支出を公益目的事業の費用として計上することは適当ではない^(注8)。不相当に高額な支出は、収益を分配するという意味で非営利ではなくなるからである。また、公益目的事業に付随して収益事業等を行っている場合に、その収益事業等に係る費用、収益を収支相償の計算に含めることはできない。

(7) 剰余金の取り扱い

1) 繰り返しになるが、ガイドラインでは、剰余が生じた場合の取り扱いについて以下のように説明している。^(注9)

①ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得のために資金を積み立てたり、改良に充てるための資金に繰入れたたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合は、翌年度に事業の拡大等により同額程度のマイナスとなるようにする。収支相償基準はかなり柔軟な配慮がなされていると考えられる。

②事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情により案件ごとに判断する。また、この収支相償の判定により、著しく収入が超過し、その超過する収入の解消が図られていないと判断される時は報告を求め、必要に応じさらなる対応を検討することになる。

剰余が生じた場合にすぐ認定取消しとなるわけではなく、将来の事業の拡大のため特定費用準備資金を積立てたり、公益目的に使用する建物の修繕をするために資金を積立てたり、公益目的に使用する什器備品などを購入し当期の公益目的保有財産の取得が認められ、中長期的に収支が均衡することが確認されれば収支相償は満たされていると判定される。また必ず翌年度までに無理に費



消しなければならないというわけではなく、翌々年度に解消することも可能である^(注10)。助成財団でありがたいことに年度末に多額の寄付が入った場合、次年度の予算や事業計画を急に変更できない場合もある。このような場合、翌々年度に解消することも可能である^(注11)。

II. 遊休財産保有規制

(1) 遊休財産保有規制の意義

認定法5条9号では、「遊休財産額が一定額以上を超えないこと」とされ、ここでいう「遊休財産額」は、認定法16条2項に規定されている。「遊休財産額」とは、公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産をいい、一年分の公益目的事業費相当額を保有の上限としている（認定法16条2項、規則21条）。先に説明した資産取得資金や特定費用準備資金など規則22条3項に規定されている控除対象財産（1号～6号）以外で、公益目的事業に使われることが定まっていない財産をいう。例えば寄付金を募集した場合、寄付者の指定した用途に利用されるのが筋である。しかしながら指定が明確でない財産は、基本的には公益目的事業の拡充等に使用されるべきであり、寄付者の意図に反して、公益目的事業の実施とは無関係に法人内部に過大に蓄積することは適切ではない。公益目的のために出捐された財産を過大に内部留保するのは問題である。そこで、仮に法人の収入源が途絶えた場合でも、1年程度は公益目的が実施できるよう、用途の定めのない財産を保有することを認めた規定である。旧制度の指導監督基準と運用指針では、「内部留保の水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下であることが望ましい」とされていた^(注12)。この基準よりは1年分の相当額は大きい。

(2) 公益法人の遊休財産の現状

『平成27年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』によれば、内閣府所管の公益法人2336法人の遊休財産額は4024億8500万円、平均1億7200万である。ただし中央値は3000万円である。営利法人に比べると自由に使える資金は多くないといえる。

また同じく内閣府所管2336法人のうち遊休財産を保有

していない法人146法人、上限を超えている法人が83法人あった。上限を超えている場合は、おそらく内閣府公益認定等委員会から報告が求められるであろう。

また、遊休財産規制を、公益法人は、公益目的事業費の1年分しか保有できないと誤解している法人もいるようである。この規制は、目的を明らかにした財産は、公益目的事業に使用されることが明らかになれば、その財産は遊休財産規制から外れる。この意味では、収支相償原則と同様、かなり弾力的に運用されているといえる。ただし、どちらの場合もわかりにくい規制であることは指摘できる。

(注1) JFC VIEWS 87号2016年8月、6頁以下参照。

(注2) <https://www.taro.org/>

(注3) 総務省大臣官房管理室編集協力『公益法人の設立・運営・監督の手引き』（財）公益法人協会 平成13年6訂版74～75頁参照。

(注4) ガイドラインI-5-(1) *ガイドライン 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）

(注5) FAQV-2-② *FAQ 新たな公益法人への移行等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-②

(注6) ガイドラインI-17-(4)

(注7) FAQV-8-②

(注8) ガイドラインI-5-(1) ③

(注9) ガイドラインI-5-(4)

(注10) FAQ V-2-⑥

(注11) 同上

(注12) 注3掲載92頁参照。

プロフィール

雨宮孝子（あめみやたかこ）

1968年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、1973年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了、2004年～2008年明治学院大学大学院法務職研究科教授（専門は民法（公益法人、NPO法人、家族法）、信託法）2007年内閣府公益認定等委員会非常勤委員、2008年同委員会常勤委員、2010年～2016年同委員会委員長代理。現在、(有) T's総合研究所所長。

主要著書：堀田力・雨宮共編著『NPO法コンメンタール』、山岡義典・雨宮共著『NPO実践講座（新版）』など。

組織評価と助成財団への期待 —さらなる支援環境の構築にむけて

NPO法人きょうとNPOセンター常務理事・事務局長
一般財団法人社会的認証開発推進機構専務理事・研究主幹

平尾 剛之



第三者評価事業との出会い

2000年6月に実施された社会福祉基礎構造改革によって、支援の必要な高齢・障害者などに対する福祉施策は、介護保険制度や措置制度から契約制度に移行することになりました。これまで、行政処分であった支援対象者は、サービスを利用するお客様という立場に転換されたのです。それと同時に聖域なき規制緩和策として、これまで福祉制度を担う専らの主体であった社会福祉法人などに加え、株式会社や特定非営利活動法人（以下NPO法人）も福祉制度・政策の担い手として参入することが可能になりました。

そもそも税金を投入する公共サービスの担い手は行政であり、民間が担うことは「原則禁止」という考え方に基づいて公共サービスは運営が行われてきた経緯があります。無認可作業所や無認可保育所などの名称は、原則、行政から認可されている法人が担うことが前提となっていたことからの呼び名だったのではないのでしょうか。行政が直接担い難い公共サービスに関して、許されて認められて初めて可能になる法人、いわゆる（旧）民法第34条及び特別法で規定され、今日まで許認可主義により法人格の取得が可能だった財団法人・社団法人・社会福祉法人などは、民間法人でありながら限りなく官製に近い立場で公共サービスを担ってきました。公益を目的とした団体が法人格を取得するということがこれまで容易なことではなかったのです。

1998年特定非営利活動促進法が制定されてからおおよそ18年が経過した現在、5万件を超えるNPO法人と法人格を持たない任意もしくは民間団体が存在しており、その中には公共サービスを担う団体もたくさんあります。

しかし、周知のとおりNPO法人は、認証主義により法

人格を取得した団体であり、社会福祉法人や旧法による財団・社団法人のように法人格取得そのものに関して、官が深く関与し、外形的に官によって信頼を担保された団体とは違う民間性の高い法人格をもった団体として誕生することになったのです。さらに、2008年に施行された新公益法人制度により、旧法の財団・社団法人は、5年の移行期間を経て、一般財団・社団法人もしくは官からの公益認定による公益財団・社団法人に選別されました。一般財団・社団法人に関しては、官の関与がまったくない登記だけで法人格を有することが可能になり、法人としての設立を官が明確に関与する団体と、一部もしくは全く関与しない法人が対等に公共サービスや制度事業を担うという玉石混淆の時代がやってきたのです。

福祉サービス第三者評価事業は、官によるこれまでの法人格取得に関する「事前規制」から、サービスを提供する団体の適正運営を確認する必要性の流れの中で、「事後規制」として生み出された一つの社会的機能だったと言えます。

筆者は、これらの社会環境の変化の中で、その当時の業務及び研究対象としての関心と活動を通じて、必然的に福祉サービス第三者評価事業と出会い、取り組むようになりました。

第三者評価の機能と専門機関の設立

では、評価とは何を評価するのでしょうか。さまざまな捉え方があることを前提として、これまでの経験から大別すると、①組織のガバナンス・マネジメントなどを評価する組織評価、②サービス（事業）を生み出すシステムなどを評価するシステム評価、③サービス（事業）そのものを評価するサービス（事業）評価になります。



前述の福祉サービス第三者評価は、サービスを生み出すシステムの評価を行っています。簡単に説明しますと福祉サービス第三者評価は、ミシュランガイドのような「勝手格付」評価とは違い、評価機関側と評価受診（受審）事業所側の合意（契約）により、自己評価結果に基づき第三者が行う評価です。専門性を担保した複数の評価調査者が事業所に訪問し、自己評価と同じ基準を第三者的かつ客観的に行う評価（survey）であると言えます。また、評価というどうしてもあら探し（negative collect）をするようなマイナスイメージで捉えられがちですが、私たちが志向する評価は、現場の実践知の向上に伴走型で寄り添えるような評価（positive assist）であることも重要な視点として押さえておきたいところです。詳細は割愛しますが、これまでの研究活動及び成果を生かして中間支援組織であるNPO法人きょうとNPOセンター¹と市民ファンドである公益財団法人京都地域創造基金²の支援を得て、非営利組織（以下NPO）の組織評価を行う専門機関として、2011年2月に一般財団法人社会的認証開発推進機構（以下AAC）³を設立しました。

AACは、組織評価を中間支援機能の一つとして位置づけ、多様なステークホルダーからの支援（寄付や助成など）を求めるNPOの信頼性・透明性を評価及び認証し（ホワイトリスト化）、組織基盤整備及び強化につなげ、支援を受けやすい組織体質へと改善を行うことをミッション（使命・目的）として、京都発全国初の取組みとして活動をスタートしたのです。AACの活動は、京都府からの支援を受けて着実に成果を積み重ね、さらに公益財団法人日本財団との共同研究を経て、組織評価を全国で展開していくための組織として、一般財団法人非営利組織評価センター（以下JCNE）を発展的に設立（2016年4月）し、展開することになりました。

JCNEでは、被評価団体から提出される自己評価及びその評価根拠（エヴィデンス）を第三者の立場で確認し、団体の組織基盤強化（キャパシティー・ビルディング）及びマネジメントの改善を促すシステムとして、現在、「第三者書面評価」を評価事業として取り組んでいます。その基準は、5つの大項目と23評価項目で構成しています。「1. 組織の目的と事業の実施=①組織の目的と事業を文書化している ②非営利型法人である ③組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している ④事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者から汲み取る仕組

みがある ⑤各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている 2. ガバナンス=⑥法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している ⑦役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している ⑧社員総会（評議員会）を年に1回以上開催している ⑨役員会および社員総会（評議員会）の議事録を作成している ⑩役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。a・事業計画・予算計画および事業報告・決算報告 b・役員報酬に関する規程 ⑪監事は監査を行っている 3. コンプライアンス=⑫直近の登記事項を登記している ⑬個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している ⑭税金を滞納していない 4. 情報公開=⑮組織の所在地や問い合わせ先をウェブサイト上で公開している ⑯法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、社員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイトで公開している ⑰寄付者・支援者等に事業の成果を報告している 5. 事務局運営=⑱会計に関する専門知識をもった担当者および専門知識をもったアドバイザーがいる ⑲現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある ⑳法定保存文書の保存をしている ㉑雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている ㉒職員の就業状況を把握し、管理している ㉓労働保険に加入している」。この評価基準は、スタンダード基準として設定しており、別途レベルアップ的な基準も想定しています。また、スタンダードであっても、法律や各団体の定款レベル以上のガバナンス及びマネジメント状況を求めている項目もあり、法人格の種別・定款内容を問わず、同じ組織状況を評価できることが大きな特徴と言えます。

組織評価の役割と助成財団への期待

「なぜ、サービス（事業）評価ではなく組織評価なのか」と問われることがあります。この問いに対する一つの側面として、支援者（ドナー）の立場に立つと、おのずとその答えが浮かんできます。支援者は、常にその団体が提供するサービス（事業）の成果とともに組織状況にもおおいに関心をもっているのです。団体は提供しているサービス（事業）をさまざまなエヴィデンスに基づき、その時点における評価及び判断をすることはできます

が、それ以外の組織的要素として、「持続的な活動が可能なのか」「しっかりとお金を使ってもらえる経営・経理環境にあるのか」「情報開示及び説明責任を果たしているか」など、サービス（事業）成果と両輪で組織状況の健全性も求めているのです。どんなに立派な荷物を積んでいる船であっても、過積載や穴があいていたらいずれ沈んでしまいます。逆にどんなに立派な船であっても運ぶべき荷物がないと、ただ浮かんでいるだけなのです。

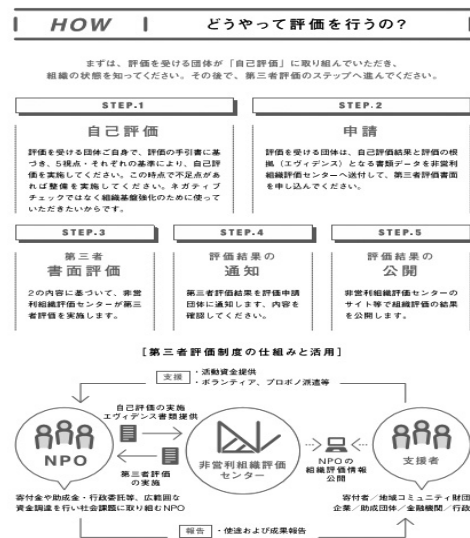
どんなサービス（事業）を支援したいか、それは支援者側それぞれの意向及び評価が大切であり尊重されるべきであると考えます。それと同時に、NPOの民間性・多様性を考慮しながらも、NPO法人、一般社団・財団法人などが玉石混淆状態で運営が行われている以上、一定の基準に沿った組織的備えを確認し評価していくこともまた重要な行為であると言えます。

これまで、評価を目的のように捉え、「いかに評価すべきか」ということを研究の中心として議論をしてきた場面もありました。しかし、あくまでも評価は手段であり目的ではないことを忘れてはならないと自戒の念を込めて常に意識しています。では、何が目的なのか。それは、さまざまな社会課題に対して「ほっとけない」という思いで活動している団体及びその活動を「ほっとかない」ために、多様な支援環境を整備し、一人でも多くの支援者が支援環境にエントリーできるような環境条件を整えていくことだと考えています。

JCNEの役員構成を検討していくうえでも、分散化が必要であるとの意見が多く、特に助成財団の理解と関りを深めていただくことは大変重要であり、かなりの労力を費やしたことを記憶しています。大手の助成財団の方々には、JCNEの設立にむけて何度も意見をいただく機会を得てきました。大きな助成財団、いわゆる助成のプロとして、ノウハウもスキルも実績もある財団にとっては、私たちの取組みに対して理解と賛同はできても直接必要性を感じないというのが率直な意見であったように思います。そうなのです、助成の専門機関である大きな財団は、私たちの仕組みを活用しなくても、被助成団体の信頼性や組織評価を行うノウハウもコストも確保しているのです。

しかし、私が助成の専門機関である財団に期待することは、真正面から組織評価システムの利用者になっていただくことだけではありません。JCNEなどが運用する

組織評価システムの構築に積極的に関わっていただくことで、システムの信頼性の向上に寄与していただき、これまで支援環境にエントリーできなかった企業や財団の牽引者としての役割を担っていただくことに期待しているのです。思いはあっても、助成するために、すぐには被助成団体の信頼性や透明性を確認するノウハウ・システム・コストがないため、支援を躊躇してしまう企業や財団にとって、組織評価は、そのために要する労力・経費の軽減につながり、さらに、大きな助成財団からのエールがあれば、「ほっとけないをほっとかない」社会環境づくりへの初めの一步を踏み出していただけるのではないのでしょうか。



- 1 <http://kyoto-npo.org/>
- 2 <https://www.plus-social.jp/>
- 3 <http://withtrust.jp/>

プロフィール

平尾 剛之

NPO法人きょうとNPOセンター専務理事・統括責任者、一般財団法人社会的認証開発推進機構専務理事・研究主幹、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構理事・幹事長、一般財団法人非営利組織評価センター理事・評価制度開発検討委員会副委員長
1966年京都市生まれ。龍谷大学大学院経済学研究科修了。経済学修士
公益財団法人京都新聞社会福祉事業団勤務を経て、2007年4月に中間支援組織であるきょうとNPOセンターに入職。以後、非営利組織を対象に組織基盤整備・強化にむけたコンサルテーション・資源開発・仲介支援及び評価研究・実践等の活動を行っている。



第1回 奨学財団交流会の開催について

奨学財団交流会 幹事

深見 和孝

(公益財団法人 日本教育公務員弘済会 事業課長)

平成28年10月6日公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会議室にて第1回奨学財団交流会が開催されました。

助成財団センターでは、これまで、助成財団の運営や助成活動の質的向上に関する情報共有を図り、助成分野別に財団の情報・意見の交換が行える部会活動である「教育部会」、「福祉部会」、「環境部会」、「国内奨学部会」、「助成実務者交流部会」を平成20年から開催していました。しかし制度改革及び新制度移行が一段落する中で、現在では定例的な部会活動は休止しています。

最近になり、いま取り組んでいる助成活動が社会ニーズに応え得る助成事業なのかどうかを見直す機運が高まり、助成財団センターへ各財団からの新規事業や既存事業の見直し等の相談が増加傾向にあります。そうした中、同じ助成分野の財団での情報交換や意見交換ができる場が欲しいとの声も度々聞かれるようになってきました。特に奨学事業に取り組む複数の財団から、交流の場の設置を希望したいとの意見もあり、電通育英会、吉田育英会、交通遺児育英会、日本教育公務員弘済会の4財団が中心となり「奨学財団交流会」開催に向けた準備会が発足されました。

準備会は数回開催され、主として国内奨学に関係する事業に取り組んでる助成財団が中心となり、奨学事業に関して共通する情報交換や、課題等について、時には有識者を招き、意見交換を行うなど、奨学財団として質的向上に役立つ勉強会・情報交換の場を設ける目的で、奨学財団交流会を年に2回程度の開催を目処に継続して取り組むこととしました。

この「奨学財団交流会」は、助成財団センターの会員財団の中から、国内奨学分野に係る事業を行なっている団体に開催案内(が)され、結果、交流会当日の参加団体は28団体、参加者は計45人となり、初回から予想以上の方に出席いただきました。28団体の中には古くから奨学金事業を実施している財団やこれから実施する予定の財団も集まり、財団以外にも文部科学省や学生支援機構の奨学金担当者も出席しました。参加団体の中で現在も「貸与型」の奨学金を実施している団体は当を含め2団体と非常に少なく、貸与型の新規募集を数年前にやめ、現在は返還対応のみを行なっている団体が3団体で、参加団体の大半が「給付・給与型」の奨学金事業を実施しているとのことでした。

交流会は、設立準備に携わってこられた4財団を当面の幹事財団として自主運営を前提とし、当日は吉田育英会の佐久間事務局長が進行役を担い、助成財団センターの田中専務理事の挨拶後、文部科学省、学生支援機構からは、

挨拶の中で国内の奨学金に触れてお話をいただきました。活動報告事例として、当会の事業紹介と貸与奨学金事業の実態や課題について報告し、その後は参加者による意見交換がありました。特に話題になっていたのは予約制(高校在学中)の給付型を行なっている財団の選考内容(指定大学の選考方法等)や給付内容についてでした。奨学生への月額給付額や選考方法、志望する大学に行けなかった場合の対応について参加者から質問も多くあり、それを基に意見や質問が他の参加財団へ波及することで参加財団の現状と課題が共有される交流会でした。

交流会終了後には参加者からアンケートを回収し、集計の結果、このような意見交換や情報共有ができる会の設立がされて良かった、他の団体の現状が分かって良かった、という意見が多く聞かれました。一方で、給付型を実施している財団がほとんどであることから次回は給付型をメインとした会の開催を望む声も多くありました。また「奨学金事業」以外の部会の開催についても検討して欲しいとの声がありました。

最後に、貸与型、給付型を問わず、奨学事業を実施する私どものような財団は今後も高等教育を望む学生の為に学びやすい環境づくりを推進していく必要があると感じました。その為にも、今回のような奨学財団交流会を通じて、財団間の情報連携や共有を図り課題の解決を目指す必要があります。今後もこの会は継続していく予定ですので、より多くの財団の皆様積極的に参加いただければ幸いです。

(助成財団センターより)

この度前記の経緯で「奨学財団交流会」がリニューアルスタートしましたが、今後ますます多様化する助成ニーズに適確に対応していくためには、同分野で活動する助成財団間での情報交換は大変重要になってまいります。既にいくつかの分野での交流会の検討が始まっていますが、当センターではその活動を積極的にバックアップしてまいりますのでご意見、ご要望をお寄せ下さい。



第2回 深掘りセミナー

秋山記念生命科学振興財団

―理念の継承による自立とネットワークを いかした「つながり」を醸成する―



はじめに

助成財団「深掘りセミナー」は、本年度から始まり今年で第2回目を迎えました。

第1回目6月30日は、「改めて、助成／財団を考える－セゾン文化財団の挑戦より－」と題し、セゾン文化財団片山正夫氏より助成とは何か、という根源的な問いについて考える機会を設けることができました（Views No. 86を参照）。

そして第2回目の今回は、9月29日に「いのちをつなぎ、いのちを育む－秋山財団の志と価値に学ぶ－」というテーマのもと、研究活動、市民活動への支援を展開している秋山記念生命科学振興財団理事長の秋山孝二氏からお話を伺いました。

秋山記念生命科学振興財団について

秋山記念生命科学振興財団は、地元北海道を拠点とし、地域社会への貢献に根差した株式会社秋山愛生館創業100周年記念事業の一環として設立されました。基本理念は、株式会社秋山愛生館の精神「奉仕の精神」を代々受け継ぎ、「人命の尊重」「健康を守る」を基盤に、庶民への眼差しを持つことです。この理念をもとに、地域に根差した「まちづくり」を推進することで、現在のあるべき姿となっています。

本年度30周年を迎えた同財団は、「北海道」という地域と、「生命科学：いのち」というキーワードを設立当初より掲げ研究助成を行ってきました。財団の前身でもあるこれらの歴史ある取り組みは、生命科学に関する基礎的・萌芽的・独創的な研究の発掘の端緒となっています。その中でも現在は、人との繋がりを大切に①研究助成のアウトリーチ活動 ②市民活動助成のコラボレーション

③アカデミックな研究と市民活動の相互交流に注力した活動を続けています。また2008年度からは、ネットワーク形成事業助成を開始し、新しい公共の担い手づくりを目指す試みが始まりました。今後の課題として、「自主」「自立」「民間財団」としての矜持を持ち、民が担う公共の部分のいかに開拓していくかということです。

分野・領域を越えた質疑応答と意見交換

このようなお話を拝聴した後、参加した他財団の方々からは、以下のような質問が活発に交わされました。

- ・理念と意思を次世代にどのように継承していくか。
- ・研究助成のテーマをどのようにして財団の中で決定していくのか。
- ・財団の役割および企業と財団の位置づけについて。
- ・オーナー主導型財団の特性とその運営について。

以上、これらの質問に対する回答からも、秋山記念生命科学振興財団がいかに創意工夫をした理念を継承する財団なのか、普遍性と展望がうかがえました。

それは、助成財団の理念を継承する取り組みは、理念を明文化し、基本財産を残していくこと、また寄付した人の思いをどう伝えていくかは、助成金を『投じる』でなく『託す』ことで思いを繋いでいくことです。研究助成の選考では、委員の方々と事務局とのコミュニケーションを円滑にする事により、自分達への「問い」が生成され、助成財団の核を守り続けた信条が活かされています。

そして企業と助成財団の立ち位置は、双方の社会的役割の乖離により課題が介在することで新たな葛藤がうまれている状況の下、それらを客観的に見渡し、課題への新たな掘り起こしと役割を把握していく時期を迎えているようです。

理念継承による自立

総体的に秋山記念生命科学振興財団は、「生命科学」をテーマに、北海道から発信する「地域・民間・自立」を一貫とした財団として活動している様子を看取しました。特に財団としての自立を考えることは、財団の存在価値を高めるだけでなく、真の財団理念とその継承に鑑みて、財団の役割を確立し俯瞰する力が備わることだと考えます。また、絶えず課題解決に向けた他に類を見ない「強み」を特殊分野で創出する「独自性」も必要です。そして今もなお、次世代へ継承する肝要さを持ちあわせることで、他財団のベンチマークとなり、今後も創設時の理

念を基盤とし、企業と同様、持続的な発展を遂げ時代に相応するデザインをあみだすことを願います。

次回予告

次回の第3回目深掘りセミナーは、12月16日(金) 大阪商業大学特任教授・伊木稔氏および(公財)サントリー文化財団専務理事・今井渉氏のお二人より、関西を基盤とした民間公益活動の歴史およびサントリー文化財団のユニークな助成事業とその背景等について、それぞれお話しいただく予定です。

(安部三幸・記)



新入会員財団のご案内

法人会員

公益財団法人未来教育研究所

(理事長:高見 茂 所在地:兵庫県神戸市)

一般財団法人ALSOKありがとう運動財団

(理事長:村井 温 所在地:東京都港区)

東日本高速道路株式会社

(代表取締役社長:廣瀬 博 所在地:東京都千代田区)

第7回 東アジア市民社会フォーラム開催

2016年11月17日に「第7回東アジア市民社会フォーラム」がJICA地球ひろば(東京都新宿区市谷)にて開催されました。このフォーラムは、「日中韓の市民社会の交流が3カ国の平和と繁栄につながる」という理念のもとに、2009年から日本、韓国、中国と毎年開催国を移しながら開催を続けてきました。3巡目の最初となる今回は日本側の主催団体が(公財)公益法人協会となり、参加者は、日本30数名、韓国31名、中国15名、合計80名ほどでした。

第7回は「市民社会とソーシャル・イノベーション」をテーマとし、3か国からそれぞれ基調講演を1つ、事例報告2つで、各国における

ソーシャル・イノベーションの意味合いと、実現に向けた取り組みについての具体的な報告がなされました。





I N F O R M A T I O N

助成財団フォーラム (旧助成財団の集い) 開催のお知らせ

「アクティブな助成事業へのチャレンジ ～公募によらない助成の意義と課題～ (予定)

今年度、来年2月に「助成財団フォーラム」を従来の「助成財団の集い」から名称を改め、装いも新たに開催いたします。

まずは日時等が決まりましたので、皆さまのスケジュールに入れていただければ幸いです。

詳細は、別途お知らせいたします。

日 時

2月16日(木) 13:20～17:00

— 終了後、情報交換・交流会 —

場 所

大手町ファースト スクエア カンファレンス
(イーストタワー2F) 【Room B・C】

東京都千代田区大手町1-5-1

【第一部】

基調講演

「財団主導型の助成について ～米国の事例も交えて」

茶野 順子氏 公財団法人 笹川平和財団 常務理事

【第二部: 事例報告・質疑応答】

「公募によらない助成事例」

[Part1] — 事例報告 — (予定)

公益財団法人 トヨタ財団、

特定非営利活動法人 市民社会創造ファンド、

公益財団法人 庭野平和財団

コメンテーター: 出口 正之氏 国立民族学博物館 教授

進行: 渡辺 元 助成財団センター事務局長・プログラムディレクター

[Part2] — 基調講演・活動事例等に関する

質疑応答 & 意見交換—

情報交換・懇親会 (於・同Room A)

会員募集中 !!

助成財団センターの活動を会員として支えてください。

皆様のご入会を随時お受けしています。

詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

団体会員 一口 50,000 円/年 (年度の途中 (10月1日以降) にご入会の場合は、
個人会員 一口 10,000 円/年 (当該年度の会費を半額と致します。)

主な会員特典

1. 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加出来ます
2. 移行認定に関する相談、移行後の助成財団の運営に関する様々な相談が無料で受けられ、関係情報を得ることが出来ます
3. 部会研究会や研修懇談会等を通して会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られネットワークづくりに役立ちます
4. 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の無料配布が受けられます
など

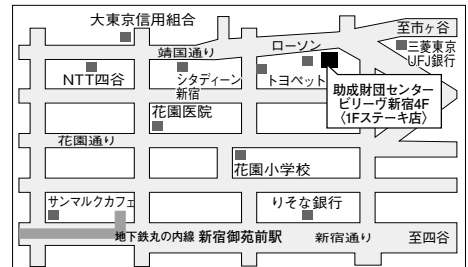
編集後記

◆上記 Information でご案内をしています通り、従来の「助成財団の集い」改め、「助成財団フォーラム」を来年2月に開催いたします。これは助成財団だけではなく、その周りのステークホルダーや広く非営利活動を行っている方々にも参加していただくということです。

◆基調講演は、本号巻頭言を執筆された茶野順子笹川平和財団常務理事です。今号の巻頭言での問題提起をさらに広く、深くお話いただけたと思います。是非、ご参加ください。

◆前号に引き続き、両宮孝子先生に「助成財団の公益性と公正性」についてご寄稿いただきました。今回は特に関心の高い財務三基準のなかで、収支相償、遊休財産規制について詳しく解説していただきました。

◆今号では新しく立ち上がった(一財)非営利組織評価センターの平尾剛之理事から第三者評価事業について報告をしていただきました。市民活動等、NPOやボランティア団体に助成をしている財団にとって、その助成の対象となる団体の信頼性を如何に判断するかは難しい問題です。その解決の一助となるかもしれません。
(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.88 December 2016

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2016年12月16日

編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp